



はせがわ

つなぎます。心と、いのちと、人。

第57期定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月27日 (火曜日)

開会▶午前10時 受付開始▶午前9時

会場

福岡市博多区下川端町3番2号

ホテルオークラ福岡 4階 平安の間Ⅲ

議案

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

創業の精神

一、よろこびのあきない

一、感謝報恩

一、信用本位

MISSION はせがわの使命

「心の平和と生きる力」を自らと人々が実現することを私たちの使命とします。

その実現のために必要なサービスや商品を構想し、提供しつづけ、さらに「新たな心の産業」を創り出します。

VISION 会社のめざす姿

衆知を集め、時代や価値観の変容に沿った、柔軟な企業活動を行ないます。

親しまれ、必要とされ、大切にされる
オンリーワン企業をめざします。

事業の主体である社員の自己実現と、
その家族の幸福（しあわせ）を追求しつづけます。

PRIDE 社員の姿勢

なぜか なぜか どうするか

もっとお客さまの立場に立つ
もっと良い方法はないか知恵をしばる
もっと深く読み、先を見とおす
もっと成長し、もっと仕事を楽しむ



ごあいさつ

私たちは、「敬い」「感謝」「礼儀」を以て、お客様の心豊かな生活を支援し、“お仏壇のはせがわ”を新しいステージに引き上げます。

株主の皆様におかれましては、日頃からひとかたならぬご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長く続いておりましたが、5類感染症への移行に伴いコロナ禍以前の日常が戻りつつあります。昨年も多くのお客様にご来店いただき、お客様の「大切な方のためにできる限りのことをして差し上げたい」という尊いお気持ちに敬意（敬い）を払い、“お仏壇のはせがわ”を選んでいただいたことに感謝し、最上のおもてなし（礼儀）を尽くしてまいりました。

本年からはサステナビリティ委員会を設置し、持続可能な社会への貢献と持続的な企業価値向上のための取組みを開始いたします。当社は創業以来、自社の利益だけを追求する“利己”ではなく、周りの仕合せを願う“利他”の精神でよろこびのあきないを実践しており、こうした考え方を社会に広めていくという尊い使命のもと、より良い社会の実現に貢献してまいります。

昨年度から開始した中期経営計画については、“売り切り型からの脱却”と“手を合わせる機会の創造”をテーマに新たな会員制度や法事ギフト、相続やその他手続きに関する各種専門家と協力してお客様のお手伝いをするピースフルライフサポート事業を展開しております。お仏壇やお墓などの既存事業に加え、ご供養の領域以外でもお客様のお役に立つことで、心豊かな生活を支援し、“お仏壇のはせがわ”を新しいステージに引き上げてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 **新貝 三四郎**

株主の皆様へ

証券コード8230
2023年6月2日

福岡市博多区上川端町12番192号

株式会社はせがわ

代表取締役社長 新貝 三四郎

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://corp.hasegawa.jp/ir/>
(上記のウェブサイトにアクセスいただき、「IR資料」「株主総会」
「第57期定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/8230/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に **はせがわ** または
「コード」に当社証券コード **8230** を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を
順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁以降に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日時	2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時より）
2. 場所	福岡市博多区下川端町3番2号 ホテルオークラ福岡 4階 平安の間Ⅲ (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 第57期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役5名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての 決定事項 (議決権行使に ついてのご案内)	(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。 (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。 (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
5. その他 本招集ご通知に関 する事項	本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしています。ただし、次に掲げる事項は、法令及び定款第15条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。 ① 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要 ② 株主資本等変動計算書 ③ 個別注記表 従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 節電への協力のため、当日、当社の役員及び係員はクールビズにて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、3頁に掲載しているインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちください。

日 時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日

基本日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
見本
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

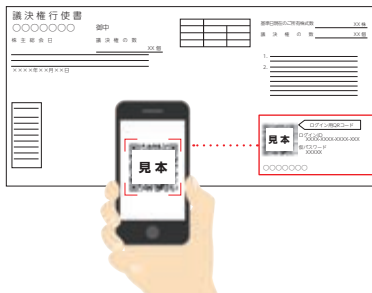
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

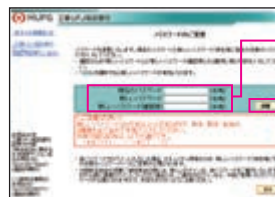
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	新 貝 三四郎 しん がい さん しろう	代表取締役社長 再任	100% (16回/16回)
2	中 谷 泰 文 なか たに やす ふみ	専務取締役 執行役員 営業企画グループ長 兼 営業支援グループ長 兼 事業開発部担当 再任	100% (16回/16回)
3	榎 本 哲 治 えの もと てつ じ	常務取締役 執行役員 商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長 再任	100% (16回/16回)
4	茶 木 正 安 さ き まさ やす	社外取締役 再任 社外 独立	100% (16回/16回)
5	軒 名 彰 のき な あきら	社外取締役 再任 社外 独立	91% (10回/11回)

再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

しん がい さん し ろう
新貝 三四郎

(1963年8月19日生)

再任



■ 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2013年 6月	同執行役員 マーケティンググループ 東京営業部長
1998年 1月	同東海事業部長	2014年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ 墓苑開発部長
2002年 4月	同東京企画総務部長	2017年 4月	同執行役員 マーケティンググループ 提携推進部長
2005年11月	同物流管理部長	2020年 4月	同執行役員 営業グループ長
2009年 4月	同理事 葬祭事業グループ 開発部長	2020年 6月	同取締役 上席執行役員 営業グループ長
2010年 4月	同理事 営業グループ マーケティング部長	2021年 1月	同代表取締役社長(現任)
2011年 4月	同理事 マーケティンググループ 東京営業部長		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

新貝三四郎氏は、当社で営業部門、寺社聖石部門等の幅広い業務を経験しており、特に営業部門において長く、豊富な経験を有しております。その営業部門で培われた経験を活かして、当社の業績の向上に大きく貢献していることから、今後の当社における企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社株式の数

6,800株

候補者
番号

2

なか たに やす ふみ
中谷 泰文

(1959年11月16日生)

再任



■ 略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	株式会社富士銀行 (現・株式会社みずほ銀行) 入行	2020年 6月	同常務取締役 上席執行役員 商品グループ長 兼 店舗開発部担当
2012年11月	当社入社 執行役員 寺社聖石グループ副グループ長	2021年 1月	同常務取締役 上席執行役員 商品グループ長 兼 営業企画グループ長
2014年 6月	同取締役 執行役員 寺社聖石グループ長	2021年 6月	同常務取締役 執行役員 商品グループ長 兼 営業企画グループ長
2016年 4月	同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長	2022年 4月	同専務取締役 執行役員 営業企画グループ長 兼 CRMプロジェクト担当
2017年 4月	同取締役 執行役員 営業支援グループ長	2023年 4月	同専務取締役 執行役員 営業企画グループ長 兼 営業支援グループ長 兼 事業開発部担当 (現任)
2019年 6月	同常務取締役 上席執行役員 営業支援グループ長		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

中谷泰文氏は、金融面で豊富な経験・実績を有しており、当社では寺社聖石部門、営業部門、商品部門及び経営管理部門等、幅広い業務を経験しております。その幅広い経験を活かし全社的な成長戦略の遂行のために必要な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社株式の数

4,800株

候補者
番号

3

えの もと てつ じ
榎本 哲治

(1961年9月26日生)

再任



所有する当社株式の数

3,657株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2019年 6月	同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 兼 営業グループ 兼 提携推進部担当
2002年 4月	同東京聖石開発部長	2020年 4月	同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長
2004年 4月	同聖石開発部長	2021年 1月	同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 兼 店舗開発部担当
2007年 6月	同執行役員 聖石本部副本部長 兼 聖石開発部長 兼 聖石設計部長	2022年 4月	同取締役 執行役員 商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長
2012年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ 聖石部長	2023年 4月	同常務取締役 執行役員 商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長 (現任)
2014年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ副グループ長 兼 聖石部長		
2016年 4月	同執行役員 寺社聖石グループ長 兼 聖石部長		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

榎本哲治氏は、当社で長く営業部門、特に寺社聖石部門に携わり豊富な経験・実績を有しております。その豊富な経験を活かして当社の商品部門及び寺社聖石部門の責任者として当社の業績の向上に寄与できる適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

さ き まさ やす
茶木 正安

(1946年7月17日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

—

■ 略歴、当社における地位及び担当

1969年 4月	株式会社日本不動産銀行 (現・株式会社あおぞら銀行) 入行	2012年 6月	当社社外取締役 (現任)
1992年 6月	同取締役 東京支店長	2014年 6月	株式会社ファルコン・コンサルティング 上席顧問 (現任)
1996年 6月	同常務取締役	2015年 6月	株式会社メッセージ (現・SOMPOケア株式会社) 社外取締役
1998年 6月	同専務取締役	2018年 4月	株式会社CBホールディングス社外取締役 (監査等委員) (現任)
2000年11月	三洋信販株式会社専務執行役員	2018年 6月	東都水産株式会社社外取締役
2003年 7月	フィッチ・レーティングス・ジャパンCEO		
2006年 6月	株式会社福岡リアルティ代表取締役社長		
2006年 7月	福岡リート投資法人執行役員		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

茶木正安氏は社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営者としての豊富な経験と金融面での高い見識を有しており、また国内外のファイナンスにも精通していることから、引き続き当該知見を活かして特に経営戦略の策定や金融面について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や後継者計画の策定、役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

候補者
番号

5

のき な あきら
軒名 彰

(1958年1月20日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

—

■ 略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	日興証券株式会社 (現・SMBC日興証券株式会社) 入社	2016年 4月	日興システムソリューションズ株式会社 代表取締役会長
2005年 2月	日興コーディアル証券株式会社 (現・SMBC日興証券株式会社) 取締役ダイレクトマーケティング担当	2017年 6月	日本郵便株式会社社外取締役 (現任)
2009年10月	同常務執行役員 東日本・首都圏東本部長	2018年 6月	上光証券株式会社 (現・北洋証券株式会社) 代表取締役副社長
2011年 4月	SMBC日興証券株式会社 常務執行役員 西日本・近畿法人統括	2018年 7月	ビジネスコーチ株式会社社外取締役 (現任)
2014年 3月	同専務取締役 営業統括 兼 総合法人本部長	2019年 1月	株式会社オハラ社外取締役 (現任)
		2019年 6月	北洋証券株式会社代表取締役会長 (現任)
		2022年 6月	当社社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

北洋証券株式会社 代表取締役会長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

軒名彰氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は証券業務の豊かな知識と高い見識を有しており、また企業経営者として豊富な経験を有していることから、引き続き当該知見を活かして特に資本政策や経営戦略について専門的な観点から、当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や後継者計画の策定、役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、2023年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、茶木正安氏及び軒名彰氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、茶木正安氏及び軒名彰氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、当社取締役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行なった行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる被保険者が被る損害を填補することとしております (ただし、被保険者の犯罪等に起因する損害賠償請求の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 茶木正安氏及び軒名彰氏は、社外取締役候補者であります。
6. 茶木正安氏及び軒名彰氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって茶木正安氏が11年、軒名彰氏が1年となります。
7. 当社は、茶木正安氏及び軒名彰氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、茶木正安氏及び軒名彰氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) 株主総会後の当社の取締役会のスキル・マトリックス

本招集ご通知に記載の候補者を原案どおりご承認いただいた場合、取締役及び監査役の構成並びに各人の主な専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	役位	独立役員	性別	企業経営	経営戦略	業界知見	経営管理/ 組織・人事	財務/会計	法務/ リスクマネジメント	ESG/ サステナビリティ	DX/ICT
新 貝 三四郎	代表取締役		男性	●	●	●	●			●	
中 谷 泰 文	専務取締役		男性	●	●	●	●	●	●	●	●
榎 本 哲 治	常務取締役		男性	●	●	●					
茶 木 正 安	取締役	●	男性	●	●		●	●	●		
軒 名 彰	取締役	●	男性	●	●		●	●	●		●
廣 瀬 稔	常勤監査役		男性		●			●	●	●	
中 村 里 佳	監査役	●	女性	●	●			●	●		
西 岡 環	監査役	●	女性						●		

(注) 上記の一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

わ だ よ し ひ ろ

和田 吉弘 (1971年6月17日生)

■ 略歴、当社における地位

1994年 4月	当社入社 経理部 スタッフ	2018年 7月	同営業支援グループ 総務部 監査役付スタッフ
2008年 5月	同人事部 スタッフ	2019年 5月	株式会社田ノ実 監査役
2011年 4月	同千葉第1エリア 市川店長	2023年 4月	当社監査室長 兼 営業支援グループ 総務部 監査役付スタッフ (現任)
2014年 4月	同寺社聖石グループ 聖石部 企画チームリーダー		

■ 所有する当社株式の数

100株

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 補欠監査役候補者とした理由

和田吉弘氏は、当社で経理部門、人事部門及び営業部門等の幅広い業務を経験し、また監査役補助使用人や監査室、子会社の監査役としての経験を有していることから、それらの経験を当社の監査役監査に活かすことができるものと判断し、補欠監査役候補者となりました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、2023年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 和田吉弘氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、当社監査役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行なった行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる被保険者が被る損害を填補することとしております（ただし、被保険者の犯罪等に起因する損害賠償請求の場合を除く）。和田吉弘氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による制限が緩和され、ウィズコロナのもとで、各種政策の効果もあって、社会経済活動正常化に向けた動きがみられました。一方で、継続して不安定なウクライナ情勢の長期化などによる不透明感がみられるなかで、原油などのエネルギー資源や輸入原材料価格の上昇及び世界的な金融引締めなどが続くなど、今後の経済環境の見通しは不透明度が継続しております。個人消費については一部の持ち直しの動きがみられるものの、物価の上昇により足踏みがみられるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

宗教用具関連業界においては、核家族化や生活様式や価値観の多様化による購入商品の小型化・簡素化、さらにはそれに伴う単価下落の傾向などが継続しております。さらに、原材料の逼迫と輸送費などの価格高騰もあり厳しい状況が続いております。加えて、コロナ禍の影響で安心・安全にお求めになりたいと思うお客様心理がはたらき、事前に情報を収集してその結果ECで購入する方が増えていることから、販売方法の見直しが求められております。

このような環境のなか、当社は、2023年3月期から始まる中期経営計画を策定し、新たな取組みを始めました。中期経営計画では、「売り切り型からの脱却」と「手を合わせる機会の創造」というテーマで、これからはご供養の領域だけではなく、お客様の心豊かな生活（ピースフルライフ）を支援する企業として、お客様から最も信頼される企業に進化してまいります。「売り切り型からの脱却」のテーマのもと、お客様と永続的に関係性を保てるように2022年6月13日より新たな会員制度「ピースフルクラブ」を始めました。新しい会員制度では、スマホアプリを導入して、会員獲得を推し進めるなかで、様々なコンテンツから、お客様にお役に立てる情報を提供することで、お客様と永続的な関係を構築してまいります。さらに2022年12月からは、公式LINEアカウントを始めました。LINEアカウントでは、個人情報などの入力が必要ないため、お仏壇の購入などを検討されているお客様は、気軽にお買い得情報やお役立ち情報などを取得できます。当社は、LINEアカウントをお客様とのコミュニケーションツールとして活用し、新たな顧客接点をつくるとともに、来店誘致・初回購入誘致を目指してまいります。また、2022年10月からは法事を予定されているお客様に対する田ノ実の法事ギフトの販売を全店で開始いたしました。

多様化するお客様のニーズに応えられるように商品開発も行なっております。仏壇仏具事業では、世界的に有名な建築家隈研吾氏がデザインを手掛けたお仏壇『薄院（はくいん）』を新たに開発し、2022年6月18日より販売を開始しております。さらに、環境にも人にも優しい日本初のFSC®認証材を使用したお仏壇『然（ぜん）』を2022年10月1日より販売を開始しております。墓石事業でも、近年注目されている樹木葬の受託販売を2022年1月より東海地区で開始し、順調にお求めいただきましたので、当事業年度からは、東京や茨城でも同様の開発の企画提案と受託販売を行なってまいりました。引き続き、他地域でも開発の企画提案と受託販売を行なってまいります。

販売促進活動では、当社の強みである知名度を活かした「しあわせ少女 ゆうかちゃん」を起用したTVCMや新聞折込チラシなどを展開いたしました。新聞折込チラシについては、全店共通ではなく、地域特性に合わせて紙面や配布時期を設定することで、お客様のニーズに応えられるように地域別の対応を行なってまいりました。また、秋彼岸・春

彼岸の時期には、お仏壇やお墓に手を合わせて故人様を供養していく「お彼岸」という時期を想起させることを目的に新聞広告を行ないました。これまで当社はTVCMや折込チラシなどのプロモーションが中心で、リスティング広告などのWEB広告での販売促進は補完的な販売促進と位置づけて実施してまいりましたが、販売促進費用全体に占める各種販売促進施策の構成比を意図的に変更し、地域によってはWEB広告のみでの販売促進に集中するなどの活動を実験的に行なっております。さらにWEB広告でも、リスティング広告に加えてディスプレイ広告やLINE広告も行ない実験してまいりました。今後は各種販売促進施策の業績への貢献度を検証しながら、最適な配分を見極めて、販売促進費用を投下してまいります。

今後もお客様の価値観や生活様式の多様化が進む環境のなか、供養に関連する全ての事業分野において、新しい商品・サービスの開発及び商品構成の見直しに取り組んでまいります。

このように、各事業において施策を推進した結果、売上高は216億8百万円（前期比9.6%増）となりました。

また、営業利益は17億69百万円（前期比33.3%増）、経常利益は17億73百万円（前期比42.3%増）となり、当期純利益は11億54百万円（前期比65.5%増）となりました。

(ご参考)

「売り切り型からの脱却」と「手を合わせる機会の創造」をテーマに様々な取組みを始めました。

ピースフルライフサポートサービス (PLS)



お客様に穏やかで安らかな「ピースフルライフ」を送っていただけるよう、
終活をはじめとした各種手続きのご支援・サービスの提供をさせていただきます。

はせがわ会員制度 (ピースフルクラブ)



ご入会は上記のQRコードまたは
「App Store」「Google Play」から
「はせがわ公式アプリ」で検索

ご供養に役立つ情報をお届けし、
法事や仏事の不安を解消いたします。
また、お得な会員限定特典も
ございます。



法事ギフト



「感謝を伝えたい」「静かに祈りたい」など、
さまざまなシーンにあわせた
“こころのギフト”をご用意しました。



はせがわ公式LINE友達募集中

お得なチラシやセール情報を配信します。



当社は、「仏壇仏具・墓石」、「屋内墓苑」及び「飲食・食品・雑貨」を報告セグメントとしております。当社の報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

報告セグメント等の名称		区 分		第57期 (2022年4月～2023年3月)	
				売上高	構成比
報告セグメント	仏壇仏具・墓石	東日本	仏壇仏具	12,275	56.8
			墓 石	3,833	17.7
			計	16,108	74.5
		西日本	仏壇仏具	3,128	14.5
			墓 石	781	3.6
			計	3,909	18.1
		計	仏壇仏具	15,403	71.3
			墓 石	4,614	21.3
			計	20,018	92.6
		屋内墓苑		570	2.7
	飲食・食品・雑貨		111	0.5	
	その他		908	4.2	
	合 計		21,608	100.0	

(注) 当事業年度より連結計算書類を作成していないため、前期比較を行なっていません。

【報告セグメント別の業績】

仏壇仏具

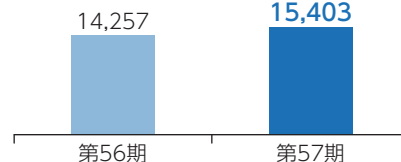


事業内容

関東、東海、九州を中心とした直営店で仏壇仏具の販売を行なう、創業以来の中心事業です。仏教の伝統的な教義・様式に則った品揃えに加え、お客様の生活様式や価値観の多様化に対応し、新しい商品の企画・開発をしております。

現在129店を展開しており、ロードサイド店に加え、商業施設内（ショッピングセンター・百貨店）にも出店しております。

売上高（百万円）



仏壇仏具については、東日本地区と西日本地区ともに、販売基数が増加したことにより、売上高は、154億3百万円となりました。販売促進活動については、前事業年度からの引き続きで、地域特性に合わせた新聞折込チラシを増加させたことに加えて、来店される前にWEBで情報収集をされる方に向けたリスティング広告やディスプレイ広告を積極的に行なっていました。さらに、2021年12月にリニューアルしたホームページの商品の掲載と商品説明を充実させたことと、前事業年度より導入した来店予約システムを活用したことで、お客様に安心してご来店いただけるように努めてまいりました。2022年12月には、公式LINEアカウントを開発いたしました。LINEアカウントでは、お買い得情報やお役立ち情報の配信など、お客様にとって手軽なコミュニケーションを図っていくことで、営業店やオンラインストアへ誘致し、初回購買いただくことを目指しております。

販売単価の向上については、2022年6月18日より販売開始した「薄院」や徳島銘木仏壇などの高単価商品、高級仏像・仏具の提案及び販売を推進してまいりました。

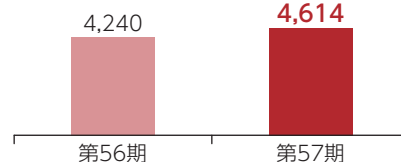
墓石



事業内容

店舗展開地域を中心に、500ヵ所以上の霊園や寺院墓地にお客様をご案内し墓石の販売をしております。1997年から本格的に参入した仏壇仏具事業に次ぐ当社の中心事業で、2022年1月からは樹木葬の受託販売を開始しております。墓地選びから墓石の設計・施工・建墓後の法要まで専門スタッフがトータルサポートでお応えいたします。

売上高（百万円）



墓石については、仏壇同様に東日本地区・西日本地区ともに、販売基数が増加したことと販売単価が向上したことにより、売上高は、46億14百万円となりました。墓石の販売促進活動についても、WEB広告を積極的に行ないました。また、2022年4月から永代供養付墓所やペットと一緒に埋葬できる墓地など、様々なタイプの墓所から選べる霊園（埼玉県蓮田市）と2022年9月からお客様のニーズに対応できる多彩な永代供養墓がある霊園（東京都国立市）が、新規に受託販売開始されております。それに加えて、近年注目されている樹木葬の開発の企画提案と受託販売を当事業年度からは、東京や茨城でも行なっていました。

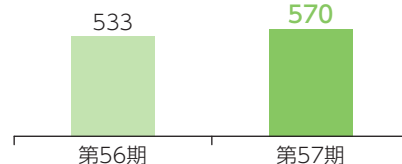
屋内墓苑



事業内容

寺院が所有する屋内墓苑の受託販売を行なっております。
 屋内墓苑は、ご遺骨を納めた厨子を自動で呼び出せる搬送式の納骨堂のことで、当社は2009年から受託販売を開始いたしました。

売上高（百万円）



屋内墓苑については、年末に向けて新聞折込チラシやDMに加えリスティング広告の販売促進活動を積極的に行なった結果、売上高は5億70百万円となりました。

今後も墓石販売とともに、ご遺骨供養において利便性や機能性を求められるお客様のニーズに応えられるよう事業を展開してまいります。

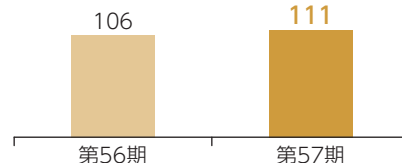
飲食・食品・雑貨



事業内容

日本人の生活にある「祈り・願い・感謝」を「食」の視点からとらえ、「手を合わせる心豊かなライフスタイル」の発信を展開するため、2019年6月から事業を開始いたしました。「Japanese Food & Culture」を事業テーマに、ランチ&カフェの運営や食品の販売などを展開しております。

売上高（百万円）



飲食・食品・雑貨については、売上高は1億11百万円となりました。

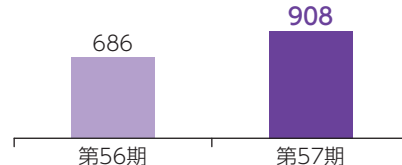
以前より実験導入していた田ノ実の法事ギフトを2022年10月より全店にて販売を開始しております。2023年3月からは商品ラインナップを追加して、お客様のニーズに応えられるように展開しております。

その他

事業内容

- ・ECサイトでの仏壇仏具の販売
- ・全国の仏壇販売店、提携業者への仏壇仏具の卸売販売
- ・寺院が所有する固定式納骨堂のご紹介
- ・お葬式のご相談・ご紹介 など

売上高（百万円）



その他については、売上高は9億8百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第54期 2020年3月期	第55期 2021年3月期	第56期 2022年3月期	第57期 2023年3月期
売上高	(百万円)	17,879	17,787	19,717	21,608
営業利益又は営業損失(△)	(百万円)	△871	1,123	1,327	1,769
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△853	1,140	1,246	1,773
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△1,015	135	697	1,154
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△56.01	7.44	38.37	63.46
総資産	(百万円)	16,956	17,721	18,330	18,218
純資産	(百万円)	8,983	9,209	9,869	10,945
1株当たり純資産	(円)	494.70	507.36	542.75	601.90

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第56期の期首から適用しており、第56期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 対処すべき課題

当社が事業を展開する宗教用具関連業界を取り巻く環境は、お客様の生活様式や価値観の多様化によって購入商品の小型化・簡素化の傾向が継続し、それに伴う単価下落の傾向などが継続しております。一方で当社が対象とするお客様はご家族様を亡くされた方が中心となりますので、当社の商圏内における死亡者数が市場を形成していると考えておりますが、お客様のなかには伝統的形式に縛られない「自分らしい」供養のあり方を求める方や、おひとり様なのでそもそも用意しないという方が一定数いらっしゃる事が想定されます。そのため、死亡者数が増加しても市場規模が単純に拡大しないものと認識しており、前述のような価値観を持ったお客様のインサイトの把握とこれまでにない商品・サービスの開発・提案が課題となっております。また、近年は新型コロナウイルス感染症の流行により、お客様の購買行動が情報入手方法も含めて大きく変化しております。

このような環境変化のなか、当社は顧客接点の更なる拡大を目的に、WEBの世界におけるプレゼンスを獲得するためにデジタル領域の課題を重点的に設定し、推進してまいります。具体的には、WEBサイトの強化（SEO、デジタルマーケティング、SNS活用など）と、ECモールの強化（モールごとの販売促進策、商品説明を充実させるなどのページ改善）を引き続き行なっていくことで、WEBと営業店を合わせて顧客接点を拡大させ、集客を高めてまいります。

事業別の課題としては、仏壇・仏具事業については、L I V E - i n g コレクションを中心とした品揃え、競合対策商品などの投入によって、競合他社と差別化・対抗していくとともに、富裕層のお客様に提案できる高価格帯の商品品揃えも充実させ、お仏壇の単価維持・向上を図ってまいります。また、お客様への『最上のおもてなし』を実践するために、社員への販売教育を継続課題として実施してまいります。

当社の墓石事業及び屋内墓苑事業に重要な影響を及ぼすご遺骨供養に関する動向としては、売上高の大部分を占める墓石事業に関わる好条件の墓地の不足が挙げられます。これは、引き続き都市部を中心に霊園開発に関する規制の強化を背景に、お客様のニーズを満たす霊園が不足している状況であり、条件の良い墓地の確保が課題となっております。開発情報の早期入手や参入のための交渉など、業界関係者とのコミュニケーション、関係作りが必要となります。また直近の数年においては、「樹木葬」という新たな選択肢がお客様からの支持を集めております。「樹木葬」は、墓石の代わりに樹木を墓標としてご遺骨を地中に埋葬するスタイルですが、通常の墓石と比較して価格がリーズナブルであるため、新しくお墓を検討されるお客様からの要望が増加しております。当社は「樹木葬」の開発の企画提案を始めとして、商圏内で受託販売可能な樹木葬墓地の確保を重要な課題とし、営業部門を中心にスピード感を持って推進してまいります。さらに、2010年代から増加し、当社も積極的に販売業務を受託してきた屋内墓苑事業については、競合施設の開苑などで、依然として供給が需要を上回っている状況であり、各施設の特色を生かしたイベントを開催するなど、差別化が課題となっております。

飲食業界においては、新型コロナウイルス感染症の流行、物価高騰による食材及び商品仕入価格の上昇、水道光熱費、物流費の増加などで、厳しい状況が継続していると認識しており、当社が運営している「田ノ実」についても、収益性の改善が求められることから、これらの影響を最小化することが課題となります。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、今後はお客様の動きが活発になることが期待できますが、新規顧客の獲得やリピート顧客の確保を目指し、飲食メニューの新規投入やMDの強化を行なっていくとともに、粗利益率の向上を目指した活動を継続してまいります。また、2022年10月から法事シーンを中心とした田ノ実の法事ギフトの取扱いを開始しており、全店での販売を強化してまいります。

新たな事業の確立を目指し、活動をスタートしているピースフルライフサポート事業については、各事業所において、ご供養以外の領域でのお困りごとをヒアリングし、一部地域で実験的に相談対応やサービスを提供することからスタートしております。ヒアリング及び実験の結果、当社の商品・サービスを提供したお客様は同時期に様々なお困りごとを抱えていることが判りました。具体的には、相続に関することや、遺品整理、不動産整理などです。現時点では、提携企業にお客様を取り次ぐ形でサービスを提供しておりますが、お客様のニーズをより広く、深く把握していくことで、当社として独自に提供できる商品・サービスを検討してまいります。

全社的な課題としては、サステナビリティとDXに関する課題、さらに組織運営上の課題が対処すべき課題であると認識しております。サステナビリティについては、2023年3月24日に公表したサステナビリティ基本方針に基づき、4つの重要課題を特定いたしました。今後は2023年4月1日付で新たに設置するサステナビリティ委員会にて、具体的な取組み内容や担当部署を決定し、進捗状況を定期的にモニタリングしてまいります。DXに関しては、人材の確保が困難になるなか、生産性を高めるためにデジタルツールの活用による業務効率の向上が課題となると考えております。それによって生み出された人員は、イノベーションを生み出す企画創造のための人材として活用していく必要があると認識しております。組織運営上の課題としては、多様な価値観やライフステージに合わせた働き方やキャリア形成、人材育成が実現できる新しい人材マネジメント体系の構築や、新しいチャレンジが自律的・積極的に行なわれるような組織風土の醸成などが課題であると考え、そのような活動を支援してまいります。

（ご参考）サステナビリティへの取組み

持続可能な社会への貢献と持続的な企業価値の向上のために、当社の経営理念（信用本位・感謝報恩・よろこびのあきない）に基づき、2023年3月にサステナビリティ基本方針を策定するとともに、取り組むべき4つの重要課題を特定しました。

＜サステナビリティ基本方針＞

私たちは、創業の精神に基づく持続的な企業活動を通じて、お客様、社員、社会、自然をはじめとしたあらゆるご縁への感謝の想いを体現し、歴史ある日本文化を伝承することで、ともに調和し、輝きあい、喜びあえる世界を実現してまいります。

重要課題		テーマ	当社が考えるSDGs
1	心豊かな生活を支援するためのサービスや商品の提供と創出	市場シェアの拡大	
		新市場の創造	
		デジタル領域の強化	
2	自然に配慮した企業活動	原材料に配慮した商品開発	
		省エネ・省資源の取組み	
3	日本文化の伝承	日本の精神文化の承継	
		日本の伝統文化・技術の継承	
4	多様な人材が活躍できる職場づくり	人的資本・多様性に関する取組み	

当社のサステナビリティの取組みを推進するため、2023年4月1日付でサステナビリティ委員会（委員長：代表取締役社長、委員：常勤取締役及び執行役員）を設置しました。

本委員会は、当社のサステナビリティ基本方針及び重要課題に基づく施策等を決定するとともに、各施策のモニタリング等を行ない、定期的に取り締役に報告・提案します。取締役会では、委員会からの報告・提案内容を踏まえ、当社のサステナビリティに関する取組みを定期的に監督し、サステナビリティ基本方針や重要課題といった全体方針を審議・決定します。

当社が大切にしている価値観「敬い」「感謝」「礼儀」の考え方を、お仏壇やお墓等の販売によって日本中に広めていくことを通じて、持続可能な社会の実現に貢献できるよう取り組んでまいります。

(4) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は1億7百万円であり、その主なものは、既存店舗設備の更新及びソフトウェア開発等によるものであります。

(5) 資金調達の状況

当事業年度において特記すべき資金調達はありません。

(6) 重要な子会社の状況

当社は、2022年6月1日を効力発生日として、当社の完全子会社でありました株式会社田ノ実を吸収合併いたしました。そのため、当事業年度末日において連結子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社は、主に宗教用具関連事業及び飲食・食品・雑貨事業を行なっております。

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

福岡本社 (福岡市博多区)

東京本社 (東京都文京区)

東京ロジスティクスセンター (東京都江東区)

福岡ロジスティクスセンター (福岡市東区)

営業店 130店

セグメント	区分	地区	都道府県名	店舗数
仏壇仏具 墓石	東日本	関東	東京都	25
			神奈川県	27
			千葉県	18
			埼玉県	16
			茨城県	5
			栃木県	2
			群馬県	1
			山梨県	1
		小計	95	
		東海	愛知県	8
	岐阜県		1	
小計	9			
計		104		
西日本		福岡県	17	
		大分県	3	
		佐賀県	2	
		山口県	3	
		計	25	
計		129		
飲食・食品・雑貨		関東	東京都	1
合計				130

(9) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

セグメント区分		使用人数	対前期末比増減
仏 壇 仏 具 墓 石	東 日 本	435名	20名減
	西 日 本	143名	4名減
屋 内 墓 苑		10名	3名増
飲 食 ・ 食 品 ・ 雑 貨		7名	3名増
そ の 他		13名	2名減
全 社 (共 通)		139名	21名増
計		747名	1名増

(注) 使用人数は就業員数であり、上記の使用人数には臨時使用人(年間平均雇用人員425名)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	千円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	560,000
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	547,500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	332,500

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 18,646,376株 (自己株式323,131株を含む)
 (3) 株主数 13,850名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
長谷川興産株式会社	3,820	20.85
長谷川裕一	2,202	12.01
株式会社西日本シティ銀行	872	4.76
吉野泰雄	800	4.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	769	4.19
株式会社福岡銀行	677	3.69
はせがわグループ社員持株会	664	3.62
有限会社法隆	443	2.42
長谷川素子	280	1.53
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	273	1.49

- (注) 1. 当社は、自己株式を323,131株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 自己株式には「役員株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する株式138,800株は含めておりません。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
新 貝 三 四 郎	代表取締役社長	
中 谷 泰 文	専務取締役 営業企画グループ長 兼 CRMプロジェクト担当	
榎 本 哲 治	取締役 商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長	
八 田 育 朗	取締役 営業支援グループ長 兼 事業開発部担当	
茶 木 正 安	社外取締役	
軒 名 彰	社外取締役	北洋証券株式会社 代表取締役会長
廣 瀬 稔	常勤社外監査役	
中 村 里 佳	社外監査役	
西 岡 環	社外監査役	

- (注) 1. 社外取締役 森山 弘和は、2022年6月23日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 社外監査役 和田 衛は、2022年6月23日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
3. 軒名 彰は、2022年6月23日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって取締役に就任いたしました。
4. 西岡 環は、2022年6月23日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって監査役に就任いたしました。
5. 取締役 八田 育朗は、2022年6月に実施された当社完全子会社の株式会社田ノ実の吸収合併に伴い、株式会社田ノ実の取締役に退任しております。
6. 取締役 八田 育朗は、2023年3月31日をもって取締役に辞任いたしました。
7. 取締役 榎本 哲治は、2023年4月1日付で取締役から常務取締役に就任いたしました。
8. 取締役 茶木 正安及び軒名 彰は、社外取締役であります。
9. 監査役 廣瀬 稔、中村 里佳及び西岡 環は、社外監査役であります。
10. 監査役 廣瀬 稔は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
11. 監査役 中村 里佳は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
12. 監査役 西岡 環は、弁護士の資格を有しております。
13. 当社は、取締役 茶木 正安及び軒名 彰並びに監査役 中村 里佳及び西岡 環を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。

2023年3月31日現在の各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

氏名	担当
※ 中谷 泰文	営業企画グループ長 兼 CRMプロジェクト担当
※ 榎本 哲治	商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長
※ 八田 育朗	営業支援グループ長 兼 事業開発部担当
田村 岳二	寺社聖石グループ 聖石部長 兼 開発チームリーダー
伊井 秀行	商品グループ 物流企画部長
前田 友和	営業グループ 東日本第3 営業部長
渡辺 憲和	事業開発部長
田中 秀昌	営業企画グループ デジタル推進部長 兼 EC推進チームリーダー
吉安 大輔	営業支援グループ 経営企画部長

(注) ※印の執行役員は、取締役兼務者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役及び監査役（退任役員及び保険期間中に新たに選任された役員並びにそれらの相続人等を含む）、執行役員及び部長等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づく職務につき行なった行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の決定

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

A) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績との連動、株主の皆様との価値共有、業績や企業価値向上に対する意欲喚起を狙いとして定めた役員報酬制度に基づき決定することを基本方針とし、報酬の水準については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場会社と比較するとともに、当社の業績水準、従業員の給与水準を考慮したうえで決定し、役位ごとの報酬総額を役員報酬制度に定めます。具体的には、社内取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬・評価変動報酬）、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役（非業務執行取締役）の報酬は、独立した立場から経営の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ基本報酬（固定報酬）のみとします。

B) 基本報酬（金銭報酬）に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は固定報酬と評価変動報酬（社外取締役は固定報酬）により構成し、役位別の額の水準と算定方法を役員報酬制度に定めます。

具体的には、

- a) 取締役の個人別の固定報酬は金銭報酬とし、役員報酬制度に定める役位別の報酬レンジ（下限額と上限額を設定）の範囲内で、職責、知識・経験値等に応じて年額（当年7月～翌年6月）を決定し、その額の12分の1に相当する額を当年7月から1年間にわたり毎月定額で支給します。
- b) 社内取締役の個人別の評価変動報酬は金銭報酬とし、前年度の個人別の評価を役員報酬制度に定める役位別の評価変動報酬テーブルに当てはめて当年度の報酬年額（当年7月～翌年6月）を決定し、その額の12分の1に相当する額を当年7月から1年間にわたり毎月定額で支給します。

C) 業績連動報酬等に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の社内取締役に支給する業績連動報酬は、年度ごとの業績向上に対する意識・意欲を高めるための業績指標（当期純利益）を反映した金銭報酬とし、その額の水準と算定方法を役員報酬制度に定めます。具体的には、第47期の連結当期純利益（9億38百万円）を基準値とした社内取締役の役位別の業績連動報酬標準額を設定し、当年度の当期純利益が基準値を上回れば翌年度の役位別業績連動報酬が増加し、下回れば減少する仕組みとします。個人別の業績連動報酬については、役員報酬制度に定める算定方法に基づき、前年度の当期純利益の額に応じて当年度の役位別業績連動報酬年額（当年7月～翌年6月）を決定し、その額の12分の1に相当する額を当年7月から1年間にわたり毎月定額で支給します。

D) 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の社内取締役支給する非金銭報酬は、株式報酬制度「株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）」による当社株式（一部金銭）とし、その数と算定方法を役員報酬制度に定めます。具体的には、取締役在任期間において、毎年の株主総会日に、前年の7月1日から当年6月30日までの期間を対象として、役員報酬制度に定める役位別の1事業年度当たり付与するポイントを付与し、取締役退任時（退任日の翌月25日）に、付与済の累積ポイント数を基に「1ポイント＝1株」として給付株式数を算出し、給付株式数のうち80%について当社株式を、残りの20%について当社株式の時価相当の金銭を、それぞれ株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）に基づき設定した信託から給付します。

E) 報酬等の割合に関する方針

当社の社内取締役の種類別の報酬割合については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場会社の報酬水準を踏まえたうえで、上位の役位ほど基本報酬の固定報酬のウェイトが低くなる（報酬の変動幅が高まる）構成とします。具体的には、基本報酬のうちの評価変動報酬は個人別評価が標準の場合であり、業績連動報酬は会社業績が基準値（連結当期純利益が9億38百万円）の場合であり、株式報酬は当社株式の株価が487円（株式報酬制度「株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）」の導入時の株価）の場合の役位ごとの種類別の報酬割合を次のとおり役員報酬制度に定めます。

〔取締役の種類別の報酬割合〕

役位		金銭報酬			非金銭報酬
		基本報酬		業績連動報酬	株式報酬
		固定報酬	評価変動報酬		
社内 取 締 役	取締役社長	60.0%	11.0%	20.0%	9.0%
	取締役副社長	61.8%	9.4%	20.0%	8.8%
	専務取締役	63.5%	7.9%	20.0%	8.6%
	常務取締役	65.6%	6.7%	20.0%	7.7%
	取締役	69.0%	5.5%	20.0%	5.5%
社外取締役		100.0%	—	—	—

なお、当社の社内取締役の報酬は、個人別評価と会社業績に応じて、毎年度個人別の評価変動報酬額と業績連動報酬額が変動し、その結果、種類別の報酬割合が変化する仕組みであるため、毎年度個人別に種類別の報酬割合を決定することはせず、役員報酬制度に基づき、毎年度、役位と評価、会社業績に応じて個人別に種類別の報酬額を決定します。

F) 報酬等の決定の委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会へ、審議及び決定を委任することとし、その決定のプロセスは次のとおりとします。

- a) 取締役会において、代表取締役が役員報酬制度に基づく取締役の個人別の報酬額の設定案（以下、「報酬案」）を立案し報酬諮問委員会へ提示すること、及び当該報酬案の審議並びに取締役の個人別の報酬額の決定を報酬諮問委員会へ委任することについて決議します。
- b) 報酬諮問委員会において、代表取締役から提示された報酬諮問案について、役員報酬制度に照らして適正に算定・策定されているか否かを含めてその相当性・妥当性を審議し、必要に応じて報酬案を修正したうえで、株主総会の決議の範囲内において取締役の個人別の報酬額の決定を決議いたします。
- c) 報酬諮問委員会から取締役会に対し、報酬額の決定を決議した旨及び決議日時を報告します。

G) 非金銭報酬にかかる不支給に関する事項

当社の社内取締役を支給する非金銭報酬（株式報酬）は、以下の事由に該当する場合には、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決議することにより、その全部または一部について支給しないことができます。

- a) 取締役在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合
- b) 取締役在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等を行なった場合

ハ. 当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は2022年6月16日開催の取締役会において、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬等について、報酬諮問委員会へ決定を委任する旨を決議しております。報酬諮問委員会においては、決定を委任された報酬案について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等と整合しているか否か、その正当性と妥当性の観点から審議を行なったうえで決定を決議しており、2022年6月23日の取締役会において、報酬諮問委員会より委任に基づき決定したことの結果報告を受けていることから、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬等の内容が当該決定方針等に沿うものであると判断しております。

② 監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

イ. 基本方針

当社の監査役報酬は、社内、社外に関わらず、独立した立場から取締役の職務執行の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ、基本報酬（固定報酬・評価変動報酬）のみとし、業績により変動する報酬は設定しません。なお、常勤監査役については、その独立性をより一層高めることを目的として、2022年6月23日の取締役会において、役員報酬制度の一部改正として、基本報酬を構成する固定報酬・評価変動報酬を固定報酬のみとすることを決議しております。これにより、監査役の報酬は常勤・非常勤ともに固定報酬のみとなっております。また、常勤監査役の報酬水準については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定します。

ロ. 報酬等の決定方法

当社の監査役会は、会社法の規定に基づき株主総会の決議及び役員報酬制度の定め範囲内において、監査役の協議によって報酬額を決定します。

③ 退職慰労金に関する事項

当社の社内取締役及び常勤監査役に支給する退職慰労金については、2017年5月12日開催の取締役会で、第51期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同年6月20日開催の第51期定時株主総会において、当該総会日までの在任中の功労に対し打切り支給する旨を決議しております。具体的には、退職慰労金の支給対象者は2017年6月20日以前から社内取締役又は常勤監査役の任にある者、支給額の算定対象期間は2017年6月20日までの間の社内取締役在任期間又は常勤監査役在任期間であり、役員退職慰労金支給規程に基づき算定した額を、対象となる社内取締役又は常勤監査役の退任時（退任日の翌月中）に金銭にて支給します。なお、退職慰労金は、以下の事由に該当する場合には、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決議することにより、その全部または一部について支給しないことができます。

イ. 退職にあたり所定の手続き及び事務処理をなさず、業務の運営に支障をきたした場合

ロ. 業績不振の要因を残し又は当社の信用を傷つけ及び在任中に知り得た当社の機密を洩らすなどの背信行為によって、当社に損害を与えるおそれのある場合

ハ. 在任中に不都合な行為があり、役員を解任された場合

ニ. 前各号に準ずる行為があり、減額又は不支給を適当と認めた場合

④ 当事業年度にかかる報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		業績連動 報酬	非金銭 報酬	
		固定報酬	評価変動 報酬			
取締役	121,017	85,318	11,563	14,808	9,326	7
(うち社外取締役)	(10,350)	(10,350)	(-)	(-)	(-)	(3)
監査役	28,565	27,640	925	(-)	(-)	4
(うち社外監査役)	(28,565)	(27,640)	(925)	(-)	(-)	(4)
合計	149,582	112,958	12,488	14,808	9,326	11
(うち社外役員)	(38,915)	(37,990)	(925)	(-)	(-)	(7)

(注) 1. 上表には、2022年6月23日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）及び辞任した監査役1名（うち社外監査役1名）並びに2023年3月31日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 業績連動報酬にかかる業績指標は連結当期純利益であり、当該指標を選択した理由及び報酬額を算定する仕組

みは「① 〇. C) 業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。

3. 非金銭報酬の内容は株式報酬制度「株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust)」による当社株式 (一部金銭) であり、その内容は「① 〇. D) 非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。上表に記載している報酬額は、在任社内取締役に対し当事業年度に付与するポイントを「1 ポイント = 1 株」として算出した株式数を金銭に換算した金額であります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2013年6月20日開催の第47期定時株主総会において年額400,000千円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名 (うち、社外取締役は2名) です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月20日開催の第51期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust)」の導入を決議しており、その決議のなかで、1事業年度当たり付与するポイント数の上限を80,000ポイント (社外取締役は付与対象外。) 、当初対象期間及びその後のそれぞれの対象期間 (いずれも5事業年度) において、当該株式報酬制度に基づき設定する信託を通じて取得される当社株式の上限を400,000株と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (社外取締役を除く) の員数は6名です。なお、定款で定める取締役の員数は11名以内であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第28期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。なお、定款で定める監査役の員数は5名以内であります。

⑥ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等 (当社を除く) から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役 軒名 彰氏は北洋証券株式会社の代表取締役会長であります。北洋証券株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席状況	出席率	出席状況	出席率
	回	%	回	%
取締役 茶木 正安	16/16	100	—	—
取締役 軒名 彰	10/11	91	—	—
監査役 廣瀬 稔	16/16	100	13/13	100
監査役 中村 里佳	16/16	100	13/13	100
監査役 西岡 環	11/11	100	10/10	100

- (注) 1. 取締役 軒名 彰は、2022年6月23日開催の第56期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の出席回数/開催回数が他の取締役とは異なります。
2. 監査役 西岡 環は、2022年6月23日開催の第56期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査役会の出席回数/開催回数が他の監査役とは異なります。

ロ. 社外取締役の取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要

取締役 茶木 正安は金融面での豊かな知見に基づく企業経営の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営戦略や金融面について専門的な立場から監督、助言等を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会9回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や後継者計画の策定、役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

取締役 軒名 彰は証券業務を通しての豊かな知見に基づく企業経営の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に資本政策や経営戦略について専門的な立場から監督、助言等を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、就任以降に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や後継者計画の策定、役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

ハ. 社外監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 廣瀬 稔は主として公認会計士としての専門的見地から、監査役 中村 里佳は主として公認会計士及び税理士としての専門的見地から、監査役 西岡 環は主として弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要施策の一つであるとの認識に立ち、長期にわたる安定した配当を基本とし、内部留保金や業績なども勘案して配当を行なうこととしております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行なうことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当社は、安定した配当を基本としたうえで株主の皆様に対する利益還元を拡大することが肝要であるとの結論に至り、当期の期末配当は1株当たり7円50銭の配当を行なうことを決議する予定であります。従いまして、既に2022年12月1日に実施済みの中間配当金1株当たり3円75銭と合わせ、年間配当金は1株当たり11円25銭になります。

また、次期の配当については、中間配当金1株当たり7円50銭、期末配当金1株当たり7円50銭とし、年間配当金は1株当たり15円00銭とする予定であります。

なお、内部留保金については、店舗の出店・移転、霊園・墓所の確保など、事業の拡大や基盤強化のために効果的に投資してまいります。

当社は、「剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めております。

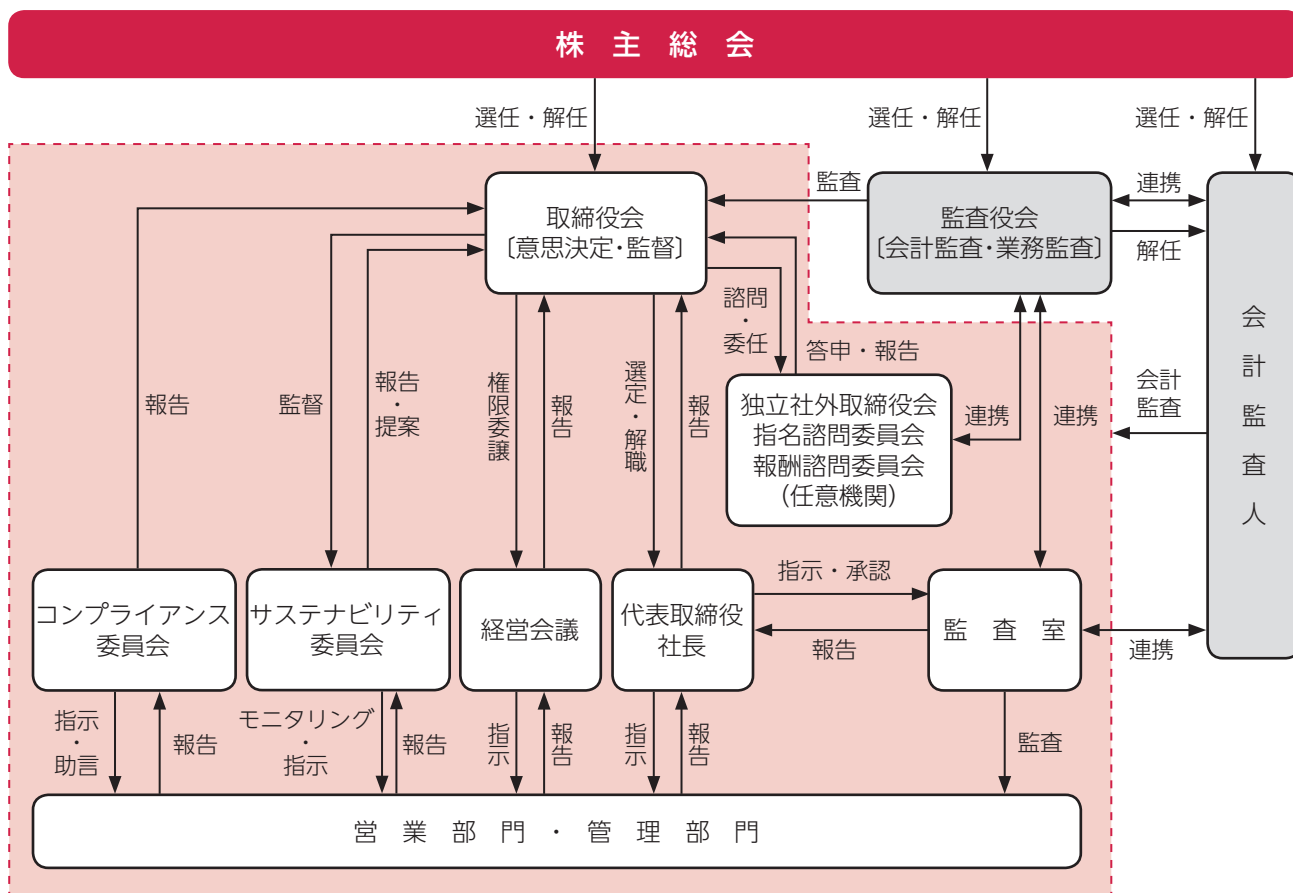
(本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。)

(ご参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客様をはじめとする様々なステークホルダーの方々の立場に配慮し、共に発展できる関係を構築していきつつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「経営理念体系」を策定して企業倫理を明確にし、事業活動の最前線まで浸透を図ってまいります。また、迅速な経営判断のもと機動的な業務執行を行なうための経営管理機構を構築し、経営の健全性を担保するための経営監督機能を整備することで、経営の効率化と透明性の確保に努めてまいります。

さらに、株主の権利が確保されるよう適切な環境・体制の整備を行なうとともに、法令に基づく開示はもとより、法令に基づく開示以外にも、株主の判断に資する情報や、株主の利益に重要な影響を与える可能性のある情報について、積極的な開示に努めてまいります。

なお、第58期（2024年3月期）のコーポレート・ガバナンス体制図は、次のとおりであります。



(ご参考) 主要な会議体について		
取締役会	構成	全ての取締役5名（うち2名は社外取締役）で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	業務執行の意思決定を行なうとともに、取締役の職務の執行の監督を行なっております。また、取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の職務の執行を監査するとともに必要に応じて意見を述べております。
監査役会	構成	全ての監査役3名（全て社外監査役、うち1名は常勤監査役）で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行ない、または決議することを目的としております。
経営会議	構成	取締役（社外取締役を除く）3名及び執行役員6名の合計9名で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	取締役会が承認した経営方針及び経営計画の業務執行を統括・牽引し、関連する事項の審議及び決定を行なうことを目的としております。また、各監査役が必要に応じて出席し、意見を述べております。
サステナビリティ委員会	構成	取締役（社外取締役を除く）3名及び執行役員6名の合計9名で構成されております。
	開催頻度	原則として3ヵ月に1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）への取組みを推進するとともに、当社の持続的な企業価値の向上に貢献することを目的としております。また、各監査役が必要に応じて出席し、意見を述べております。
独立社外取締役会	構成	全ての独立社外取締役2名で構成されております。
	開催頻度	あらかじめ定めた年度計画に基づき開催しております。
	目的	独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交換及び認識共有をすることを目的としております。また、各監査役が必要に応じて出席し、独立社外取締役との情報交換及び意見交換等の連携を行なっております。
指名諮問委員会	構成	代表取締役社長及び独立社外取締役2名の合計3名で構成されております。
	開催頻度	適宜開催しております。
	目的	代表取締役、取締役、執行役員等の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的としております。取締役会の諮問に基づき取締役及び執行役員の選解任、最高経営責任者の後継者計画等について審議し、その結果を取締役に答申しております。
報酬諮問委員会	構成	代表取締役社長及び独立社外取締役2名の合計3名で構成されております。
	開催頻度	適宜開催しております。
	目的	取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的としております。取締役会決議による委任に基づき取締役の個人別報酬等の内容を決定するほか、取締役会の諮問に応じて取締役の個人別報酬等の決定に関する方針等について審議し、その結果を取締役に答申しております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,956,483	流動負債	5,156,540
現金及び預金	2,940,816	買掛金	830,707
受取手形	1,474	1年以内返済予定の長期借入金	1,248,200
売掛金	987,543	リース債務	69,609
契約資産	2,940	未払金	662,924
商前渡金	3,835,881	未払費用	172,929
前払費用	58	未払法人税等	466,111
その他	166,153	未払消費税等	176,676
	21,614	契約負債	1,099,926
固定資産	10,262,179	預り金	93,956
有形固定資産	1,733,561	賞与引当金	328,000
建物	333,869	資産除去債務	7,500
構築物	371,964	固定負債	2,116,805
機械及び装置	60,505	長期借入金	1,503,600
機器備品	4,461	リース債務	81,558
什器備品	224,322	役員株式給付引当金	27,763
リース資産	616,612	退職給付引当金	44,325
	121,825	資産除去債務	392,419
無形固定資産	115,258	その他	67,138
商標権	2,230	負債合計	7,273,346
ソフトウェア	25,634	(純資産の部)	
リース資産	13,139	株主資本	10,785,105
電話加入権	32,454	資本金	4,037,640
ソフトウェア仮勘定	41,800	資本剰余金	1,583,350
投資その他の資産	8,413,359	資本準備金	1,100,813
投資有価証券	423,594	その他資本剰余金	482,536
関係会社株式	28,312	利益剰余金	5,338,320
関係会社出資金	5,222	その他利益剰余金	5,338,320
長期貸付金	16,747	繰越利益剰余金	5,338,320
長期前払費用	88,138	自己株式	△174,204
前払年金費用	357,084	評価・換算差額等	160,210
繰延税金資産	177,130	その他有価証券評価差額金	160,210
営業保証金	3,586,958	純資産合計	10,945,315
販売保証金	3,085,305	負債及び純資産合計	18,218,662
差入保証金	1,237,514		
その他	43,485		
貸倒引当金	△636,135		
資産合計	18,218,662		

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,608,103
売 上 原 価		7,868,591
売 上 総 利 益		13,739,512
販売費及び一般管理費		11,970,472
営 業 利 益		1,769,040
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	15,814	
移 動 運 搬 収 入	22,255	
営業保証金回収差益	3,162	
団体定期保険受取配当金	8,428	
そ の 他	22,483	72,144
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,264	
貸倒引当金繰入額	16,625	
固定資産除却損	7,662	
アドバイザリー費用	7,387	
そ の 他	11,918	67,857
経 常 利 益		1,773,327
特 別 利 益		
固定資産売却益	1,958	
投資有価証券売却益	1,455	
抱合せ株式消滅差益	27,150	30,563
特 別 損 失		
減 損 損 失	48,592	
子 会 社 支 援 損	30,000	78,592
税 引 前 当 期 純 利 益		1,725,298
法人税、住民税及び事業税	577,531	
法 人 税 等 調 整 額	△6,264	571,267
当 期 純 利 益		1,154,031

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月14日

株式会社はせがわ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所
指定有限責任社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 下 平 雅 和
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はせがわの2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的で開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、非常勤社外取締役とも会合を持ち、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し適宜質問し意見も述べ、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査し、代表取締役とも定期的に意見交換をいたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、財務報告の適正を確保するための内部統制を含め、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性を検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

株式会社 はせがわ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 廣 瀬 稔 (印)

社外監査役 中 村 里 佳 (印)

社外監査役 西 岡 環 (印)

以 上

トピックス

次代の担い手のために、東京藝術大学「お仏壇のはせがわ賞」

文化財修復に携わる技術者が少なくなるなか、文化財保存の優れた担い手を育成することは欠かせない社会的活動であると、当社では考えています。そこで文化財保存を担う技術者育成の支援として、2007年3月から毎年、東京藝術大学大学院美術研究科 文化財保存学専攻修士課程の最優秀作品に「お仏壇のはせがわ賞」を、博士後期課程修了作品の最優秀作品に「お仏壇のはせがわ賞特別賞」を授与しております。

本賞は彫刻・油絵・工芸・建造物などの文化財保存学の全専攻の学生を対象としており、今後とも当社ではこの活動を通じて、文化財保存学の発展に貢献してまいります。

2022年度を受賞作品をご紹介します。

◆お仏壇のはせがわ賞



受賞者：美術研究科 修士課程 平片 仁也氏
作品名：狩野山雪筆「四季耕作図屏風」(左隻) 模写

◆お仏壇のはせがわ賞特別賞



受賞者：美術研究科 博士後期課程 朱 若麟氏
作品名：聖林寺十一面観音菩薩立像 模刻



第57期定時株主総会 会場ご案内図

ホテルオークラ福岡 4階 平安の間Ⅲ

福岡市博多区下川端町3番2号 TEL. (092) 262-1111



交通のご案内

JR博多駅 からお越しの場合

- ▶地下鉄をご利用
【中洲川端駅】直結 …>所要時間約5分
(川端口改札を出て6番出口)
- ▶タクシーをご利用 …>所要時間約10分

福岡空港 からお越しの場合

- ▶地下鉄をご利用
【中洲川端駅】直結 …>所要時間約10分
(川端口改札を出て6番出口)
- ▶タクシーをご利用 ……>所要時間約20分

西鉄福岡 (天神) 駅 からお越しの場合

- ▶徒歩 ……………>所要時間約15分

当日ご出席される株主様へ

- ◆ご自身の体調をご案内いただき、ご来場についてご判断いただきますようお願い申し上げます。
- ◆お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

